

入札監理小委員会 第411回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第411回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年5月26日（木）17:05～18:48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 事業評価（案）の審議

- 外務省庁舎等の管理・運營業務（外務省）
- アジア経済研究所図書館運營業務（(独) 日本貿易振興機構）
- 研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（一般会計））（文部科学省）
- 研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（エネルギー対策特別会計））（文部科学省）
- 石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）（資源エネルギー庁）

3. その他

〈出席者〉

（委 員）

古笛主査、石村専門委員、清水専門員、石川専門委員

（外務省）

大臣官房会計課管理室 竹内室長、井上課長補佐、松川外務技官

（(独) 日本貿易振興機構）

アジア経済研究所図書館 新田館長

アジア経済研究所図書館研究情報企画課 植竹課長

アジア経済研究所図書館研究情報整備課 村井課長

アジア経済研究所図書館研究情報レファレンス課 二階課長

（文部科学省）

研究開発局原子力課 村山廃炉技術開発企画官、岩井課長補佐、佐藤調査員

研究開発局原子力課核燃料サイクル室 中島調査員

研究開発局原子力課核燃料サイクル室核燃料サイクル係 下園係長

研究開発局原子力課放射性廃棄物企画室 相浦室員

（資源エネルギー庁）

資源・燃料部石油流通課 田久保企画官、高野課長補佐

(事務局)

新田参事官、小八木参事官

○古笛主査 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第411回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、1「外務省庁舎等の管理・運營業務」、2「アジア経済研究所図書館運營業務」、3「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査分析業務（一般会計）」）、4「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査分析業務（エネルギー対策特別会計）」）、5「石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

最初に、「外務省庁舎等の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

まず、実施状況について、外務省大臣官房会計課管理室、竹内室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○竹内室長 外務省の竹内です。よろしく申し上げます。

まず、事業の概要ですが、委託業務の内容は、外務省庁舎と飯倉別館、外交史料館、麻布台別館、船橋分室における管理運營業務でございます。業務期間は26年4月1日から29年3月31日までの3年間でございます。受託事業者は、株式会社NTTファシリティーズさんが代表を務めます共同事業体で、高橋工業株式会社及びシンテイ警備株式会社、3社の事業体でございます。受託事業者の決定に当たりましては、実施要項に基づき、総合評価方式の2者による入札を実施しまして、2回目の入札で上記業者に決定したものです。

次に、確保すべき達成状況について説明させていただきます。確実性の確保の点からは、2年間の管理業務の不備に起因する外務省庁舎等全体での施設における中断回数はゼロで、また、空調停止、断水、停電等はありません。確実性は確保できたと思います。

安全性の確保につきましても、管理業務の不備に起因する職員のけが等はありませんでした。

緊急時の対応としましても、幸い、26、27年度は大規模な地震等はありませんでしたので、問題はなかったです。緊急事態に備えての避難訓練、緊急備品の在庫使用確認等で事業者は積極的に調整していただき、日ごろから、不備に備えていただけたと思います。

環境への配慮についてですが、省エネ法、環境確保条例を遵守して、温室効果ガスの削減に努め、ここにありますように、大幅なCO₂削減も達成できております。

次に、各業務の実施状況ですが、施設ごとに業務が異なっておりますので、それぞれ主なものを明記させていただきました。その中で、全ての業務実施要項に定められた水準は確保されております。適切にされていると思います。

第1期で問題になりました本省女性警備員の定着率の悪さにつきましても、警備会社に変更になったこともありまして、入札の際に、実施要項に男女雇用機会均等法遵守を明記し、研修等を充実して、問題は解消されております。

次に、実施経費なんですけど、現行の評価、26、27年度の実施経費と第1期、平成23年か

ら25年度の実施経費と単純に比較しますと、年間税抜き額が3億5,800万であったものが4億1,500万と、5,700万の大幅増額となってしまっております。この要因としましては、第1期の警備業務に係る経費が7,609万5,000円と極端に低い金額での入札でありました。これは、前で述べましたとおり、女性警備隊員の定着率の悪さ、問題が発生しておった原因でもあったと思います。

そこで、次に、市場化テストの前の従来経費と比較しますが、平成21、22年度の警備業務のときには、低価格入札であり、両年度の年間税抜き額が1億を切った、8,000万、9,000万円台でありました。このため、それ以前、平成20年度の警備業務で受託しました、20年度の警備経費が1億8,795万6,000円と、2億近い額であり、この低価格入札じゃない適正価格と言える平成20年度の経費と現行の26、27年度の経費で比較しますと、5ページの頭にありますように、5,162万6,000円の削減。率で言いますと11.1%となり、適正価格との比較では、大幅に削減できたと言えるかと思います。

補足としまして、警備業務が低価格入札でありました平成21、22年度の警備業務におきましては、警備員の質の問題、定着の悪さ等、発生しておりましたのが問題でした。

次に、民間事業者からの改善につきましては、ここにありますように、幾つかの提案がありました。従来は、多くを外注しておりました、扉の修理やカーペットの補修、小規模修繕を2年間で250件程度実施しておりました。その幾つかの改善提案の中から、業者のほうで対応していただくような提案があり、評価できると思います。

また、5.にありますように、廊下、階段等の清掃にコードレス式の掃除機を使う等、電源コードによる転倒をなくすような事故防止を図って、5年間、無事故を達成しております。評価できるころだと思えます。

次に、複数の外部有識者の方の評価委員での意見がございますが、おおむね評価できるとの評価をいただいております。警備要員、清掃要員に関し、一層の質の向上を目指してほしいとの意見もいただいております。激励をいただいております。

最後に、今後の事業についてですが、これら当省の本事業に関しまして、まだ改善すべきところは多々あると思えますが、一定の水準、質を確保し、良好な実施結果を得られていると考えておりますので、『市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に係る指針』に定められておりますように、市場化テストを終了する基準をいずれも満たしていると思えます。

今後、事業実施に当たりましては、『競争の導入による公共サービスの改革に関する法律』の趣旨に基づき、公共のサービスの質の向上努力を図りながらも、市場化テストを終了し、当省の責任において行うことと考えておるところです。どうかご検討のほど、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、総務省より、資料Aに基づきまして、評価の案についてご報告させていただきます。

なお、事業の概要、質の確保、実施経費につきましては、先ほど外務省より説明がございましたし、その説明のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

ページをめくりまして、2ページ、4、評価のまとめについて説明させていただきます。

4、評価のまとめでございます。

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成26年度、平成27年度の2カ年とも、全て目標を達成していると評価できるかと思えます。特に女性の警備員についての話もございましたが、こちらについても、現在は定着率が向上しており、人員不足も発生しておりません。

実施経費につきましては、平成20年度と比較して、11.1%の経費削減が図られており、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方の実現が達成できたと評価できていると思っております。

5、今後の方針としまして、本事業の市場化テストは今期が2期目でございます。前期は、競争性は確保できておりましたが、質に課題が残ったというような状況でございました。今期につきましては、競争性も質も、ともに確保できたと総務省としては考えております。

以上のことから、3ページ目の一番最後のところでございますが、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱの1の(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられると思えます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、外務省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

これは、1期目は女性の警備員さんが不足してということだったんですか。

○竹内室長 入れかわりが多かったということです。

○古笛主査 今回はもう全く問題が発生せず来ているということですね。

○竹内室長 そうです。

○古笛主査 そういった意味で、20年と比べて経費も削減できているし、質も確保できているし、公共性も確保できて、今回はうまくいったということですね。

○竹内室長 はい。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「外務省庁舎等の管理・運營業務」の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

（外務省退室・（独）日本貿易振興機構入室）

○古笛主査 では、続きまして、「アジア経済研究所図書館運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館研究情報企画課 植竹課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○植竹課長 日本貿易振興機構アジア経済研究所図書館 植竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、お手元のアジア経済研究所図書館運營業務の実施状況につきまして、概要を説明させていただきます。本業務は、第1期、第2期の官民競争入札を経て、現在、第3期は民間競争入札を実施して、平成27年度から2年契約で、日本データベース開発株式会社へ委託しております。業務内容は、私どもの図書館の図書資料の整理業務及び閲覧利用者サービス業務でございます。これらの業務の昨年度、平成27年度の実施状況についてご説明申し上げます。

まず、1ページから4ページ、2.の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。整理業務、閲覧利用者サービス業務ともに、仕様に定められたとおり、効率的に実施されていると考えております。期日が定められているような業務につきましては、期日を遵守しておりまして、最低限満たすべき水準は確保されていると考えております。

利用者アンケートの結果につきましても、3ページでございますが、目標とした外部利用者アンケートの回収数、300通でございますが、これを上回る回収をしており、かつ、評価項目であります4段階評価の上位2つの平均値は全て80%を超えております。90%台となっており、サービスに対する満足度は非常に高い結果となっております。

続きまして、5ページ目の3.実施経費の状況及び評価でございます。市場化テスト実施前の平成21年度の経費と比較しますと、約930万円の節減をされております。節減率は19.4%でございます。一定の節減効果を上げているものと考えております。

なお、今回、第3期の市場化テストでは、民間事業者が対応困難である業務、多言語目録作成業務及び雑誌記事索引作成業務、この2つを業務の範囲から除外しております。しかし、実施前の平成21年度の実施経費につきましては、これらの業務の経費も含まれてお

りますので、比較のため、これらを除外した上で比較をしております。

平成21年度実施経費、市場化テスト実施前の数字は、①にございます8,927万1,000円、こちらと現在の実施経費、3,888万円を比較するために、③の経費、4,103万5,000円、こちらを差し引きまして、4,823万6,000円、④です。こちらと②、現在の実施経費を比較しております。

続きまして、同じく5ページの下の方の4.競争状況及び評価についてでございます。第1期、第2期は官民競争入札ということで実施をいたしました。第1期は5者が応札して、私ども機構の入札参加部門が落札をしております。第2期については、同じく私ども機構入札部門が落札しております。ただし、このときは、私ども1者のみの応札でございました。

このため、第3期につきましては、平成26年6月3日に開催された第320回入札監理小委員会においていただいたコメント、民間事業者において実施体制の確保が困難になっている多言語目録作成と雑誌記事索引作成業務、多言語を含みます。これらを除いた改善を加えた上で、民間競争入札に移行して、事業を実施することが適当であると考えられるというご指摘をいただいております。よって、その2つの業務を業務の対象から除外をいたしまして、第3期目の民間競争入札を実施いたしました。その結果、入札説明会に7者、参加いただきまして、そのうち4者が応札していただけました。競争性は確保されていると考えております。

続きまして、6ページの5.改善実施事項等のところでございます。今回、民間事業者が落札となり、業務を実施しておるということで、やはり細やかな利用者サービスの改善提案や、工夫を凝らした図書整理業務、効率的な図書整理を幾つか提案いただきまして、利用者サービスの向上及び業務の効率化が図られたと考えております。

例えば、来館者がスタッフに、その都度、資料の場所とかフロアを紹介する不便を解消するために、手持ちの携帯用の全フロアのマップです。一目で何がどこにあるかわかるようなマップ。もともと備えつけの看板、各フロアの看板があったんですけども、全てのフロアを俯瞰できるミニマップをつくってもらったり、業務でも、研究所の職員ともろもろやりとりをやる中で、ケアレスミスを少しでもなくそうということで、それぞれの業務ごとに附箋、メモ等を少しずつ変えた形でわかりやすくして、必ず伝達事項が漏れないような提案をいただいて、実施をしております。

これら細かい改善もあるんですけども、地道な改善をしたことによって、先ほどのアンケートの結果に好影響も与えているのかなと考えています。

続きまして、7ページ目、外部有識者の評価についてでございます。整理業務、閲覧、利用者サービス業務、この2つの業務ともに適切なサービスが実施されているというコメントをいただき、経費節減についても、民間競争入札によって大きな効果が得られたのではないかとのコメントをいただいております。総体的に、市場化テストの実施効果があらわれているとのご判断をいただいております。

7 ページの後半部分、7. 全体的な評価、8. 今後の事業にかけて、最後にお話差し上げますと、各業務について、仕様で定めたとおりに実施されております。創意工夫も図って、少しでも利用者のサービス向上につながるよう努力もしていただいております。それを受けて、私ども、研究所の職員、図書館の職員も、少しでも改善をして効率化を図ってきたつもりでございます。その結果、経費についても19.4%と節減効果もなかなか高いものがあるのではないかと考えております。民間競争の効果ということがあらわれているということは、先ほどの繰り返しになりますけれども、有識者の方の評価からもうかがえるかと存じ上げます。

以上、当該民間事業者が実施する、私どもアジア経済研究所図書館運営業務につきましては、実施要項において設定したサービスの質は確保されていると考えておりますし、効率化に資するという目的を達成しているものと考えております。

つきましては、3期にわたった市場化テストを終了して、本業務を当機構の責任において実施させていただきたいと考えているところでございます。市場化テストが終了したとしましても、これまで官民競争入札等監理委員会において、いろいろご指摘いただいた点等、厳しくチェックされてきた顧客サービスの質、入札参加資格、情報開示に関する事項などなどを踏まえ、法の趣旨に基づいて、引き続き、当機構みずから公共サービスの質の向上、コスト削減等を図る努力は、当然のことながら、していきたいと考えております。

簡単ですが、以上で私からの説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○古笛主査 ありがとうございました。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 本事業に係る評価（案）について、資料Bに基づいて、総務省から説明させていただきます。

まず、I、事業の概要につきましては、先ほど日本貿易振興機構よりご説明がありましたので、詳細は割愛させていただきますが、今期の入札においては4者が応札しておりまして、うち、予定価格内が3者、最終的に日本データベース開発株式会社が落札しております。

続きまして、本事業の評価について、IIをご覧ください。当方においては、機構から提出された本事業の実施状況報告に基づき評価を行いました。

まず、確保される質については、整理業務、利用者サービス業務と、仕様書に定められた全ての項目について適切に履行されており、また、利用者に対するアンケート調査につきましても、先ほどご説明のあったとおり、良好な結果を得られております。

また、受託事業者からの改善提案により、利用者サービスの改善や図書整理業務の効率化が図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が本業務の質の向上に貢献したものと評価いたしております。

実施経費につきましては、市場化テスト実施前の平成21年度の従来経費と平成27年度の

実施経費を比較しますと、935万6,000円、率にしてマイナス19.4%の経費節減効果が認められております。

今後の方針でございますが、まず、本事業の実施期間中に受託事業者が業務改善指導を受けたり、また、法令違反に問われるような事案はありませんでした。また、実施状況については、外部有識者の意見を聴取しております。入札においては4者の応札があって、競争性が確保されたと考えられます。また、確保されるべき公共サービスの質については、あらかじめ設定されていた全ての目標を達成しております。また、市場化テスト前から経費が2割近く削減されておりますことから、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱの1の(1)の基準を満たしていると考えられますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

なお、市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることにはなりますが、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質あるいは実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、独立行政法人日本貿易振興機構がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○清水専門委員 ちょっとよろしいですか。この経費節減効果のところの比較の対象になった金額というのは、前の契約からどういう方法で数字を導いたのですか。同じ条件での比較ではないんですよね。

○植竹課長 そうですね。資料2の5ページをご覧くださいまして、もう少し詳しくご説明差し上げますと、まず、3.(2)経費節減効果、平成21年度の実施経費、市場化テスト実施前でございますので、これは機構の職員、私ども図書館の職員がみずから業務を行ってまいりました。ただ、もちろんのこと、派遣職員とか、入札等を行って一部業務委託をしております。その経費を全て工数ではじき出して、おおよそ8,900万の経費がかかっておったということで、これはもう過去の、この場でもご説明を差し上げておるところでございます。

1期、2期とやって、いずれも、みずから落札したということで、民間の参入の余地は果たしてあるのかということで、多言語、日本語、欧米語以外の言葉、特殊言語、アジア、アフリカ関係、中国語、これはやっぱり民間ではなかなか無理であろうと。それだけの言葉を使える人を集めるだけでも、相当コストがかかるという声が出ましたので、3期目につきまして、その業務は除外としました。つまり、②の3,888万円、これが今回、民間が落とした落札額なんですけれども、ここには多言語と雑誌記事索引業務は含まれていない形

で札が入っています。ただ、実施前から、1期目、2期目につきましては、多言語目録と雑誌記事索引作成業務が含まれております。

○清水専門委員 それで中身はわかりますが。その業務コストの算定は。

○植竹課長 工数で……。

○清水専門委員 工数を見積もって経費を算出した。

○植竹課長 そうです。

○清水専門委員 その方法で計算して、この金額だと。

○植竹課長 はい。一部、特殊言語ができるアルバイトとかを当時は雇ったりしてましたので、そういう人にかかる経費というのは……。

○清水専門委員 専門家として特定して。

○植竹課長 ええ。

○清水専門委員 なるほど。この方法で比較することで、具体的にわかるんですね。

○植竹課長 そうです。

○清水専門委員 わかりました。

○古笛主査 今回は、この多言語目録作成等を業務範囲から除いたということなんですけれども、今回のこの契約状況については良好な結果が出ているかと思うんですが、この業務範囲から除いた部分というのは、今、日本貿易振興機構さんのほうが実施されているということですね。

○植竹課長 おっしゃるとおりでございます。

○古笛主査 そちらのかかる経費と、この契約にかかる経費を合算したときに、もともとよりも高くなるなんていうことはないんでしょうか。それは確認はされているんでしょうか。

○植竹課長 今現在、具体的に数字をはじいてございませんが、当時、平成21年度、完全に中でやっていたときは、やはり派遣職員とかアルバイトなんかをかなりの人数、雇っておりました。ただ、多言語、特殊言語以外の部分というのは、今現在、もう民間にお任せしています。これは効率的にやっていただいて、この金額でやっていただいているということで、その他にかかる経費というのは、当時に比べたら、今現在は削減されておりますので、仮に、緻密にはじいたとしましても、上回ってしまうということはないと考えております。

○古笛主査 わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「アジア経済研究所図書館運営業務」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

((独) 日本貿易振興機構退室・文部科学省入室)

○古笛主査 続きまして、「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務(研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務(一般会計))」及び「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務(研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務(エネルギー対策特別会計))」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況について、文部科学省研究開発局原子力課、村山廃炉技術開発企画官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○村山廃炉技術開発企画官 文部科学省研究開発局の村山でございます。本日は、お忙しい中、このような機会を持っていただきまして、ありがとうございます。座って説明させていただきます。

本日もご審議いただく事業、研究開発推進業務等の実施に係る調査分析業務でございますけれども、平成26年の7月に公共サービス改革基本方針において、民間競争入札を実施することが決定されまして、募集要項についてのご審議もいただきまして、その助言も踏まえて、平成27年度4月より業務を開始いたしました。本日は、この平成27年度の業務の実施状況に関する事項についてご報告をさせていただき、ご意見を賜りたいと考えております。具体的内容につきましては、担当の者よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○岩井課長補佐 担当の文部科学省研究開発局原子力課の岩井と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、一般会計のほうの業務とエネルギー対策特別会計のほうの業務と2つ業務がございますが、実施要項の構成から、仕事の内容から、類似したものでございまして、報告書のほうも類似した形になってございますので、一般会計のほうの報告書を代表例としてご報告させていただきたいと思っております。

まず、資料をご覧くださいまして、事業の概要というところでございますが、1.委託業務の内容というのがございますが、こちらは、後ろにポンチ絵をつけておりますので、こちらをご覧くださいたいんですけれども、このカラー刷りのポンチ絵がございまして、こちらで事業の概要を説明させていただきたいと思っております。

概要のところにも記載がありますが、一般会計において文部科学省が実施する公募事業で、英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業というのがございまして、こちらを実施するに当たって必要な事項を実施していただくという形になっております。

具体的には、右側の緑の四角の中にありますように、プログラムディレクター、プログラムオフィサーといったものを設置しまして、研究プロジェクト課題の推進管理ということで、①として、新しい研究課題の公募を行い、②としまして、応募のあった研究課題について外部有識者による審査委員会をもって審査、選定を行いまして、事業面、経理面から、③として進捗管理を行い、最後に、終了した課題につきまして、④として、外部有識者による評価委員会により評価を行うといった仕事を通じまして、最後に公募事業の今後

のあり方等に関する調査、分析を行いまして、矢印、左側にありますような形で研究プロジェクトの効果的、効率的、経済的な推進を確立していこうということの業務になっております。一般会計とエネルギー対策特別会計の違いとしましては、扱う公募事業が違うものであるといったところになっております。

済みません、資料に戻りまして、2.業務委託期間というのがございまして、こちら、27年4月の9日から28年の3月末までの1年間ということございまして、受託事業者、3ポツとしましては、国立研究開発法人の科学技術振興機構というところになっております。

こちら、3.の決定の経緯ですけれども、4.にありますように、こちらの業務に関して、民間競争入札実施要領に基づいて入札公告を行いまして、入札参加希望者2者から企画提案書の提出を受けました。その企画提案書について審査した結果、どちらも評価基準を満たしておりました。ですので、平成27年2月24日に開札を行いまして、2者とも入札価格が予定価格の制限の範囲内でありました。

したがいまして、企画提案書について審査した結果の技術点、それから、入札価格について、得点に換算した価格点等を合算した総合評価点が最高得点であった国立研究開発法人科学技術振興機構を受託者と決定しております。決定に当たりましては、暴力団排除ということで、暴力団の要件に該当していないかということを確認した上で決定しております。

それから、2.としまして、確保されるべき質の達成状況及び評価というところがございますが、1.に対象項目等とありまして、こちらが27年度の民間競争入札実施要項で決めました対象項目及び測定指標でございます。

3つございまして、①が業務計画に沿って業務が着実に実施されることということで、業務のうちの一つ一つの業務、それから、一つ一つの書類の提出期限というのを明確にしておりまして、そちらが遵守できたかどうかということ进行调查しまして、それを遅滞なく実施できた、おおむね遅滞なく実施できた、それから、遅滞なく実施できなかったの3つの評価をしまして、そのうちの遅滞なく実施できたとおおむね遅滞なく実施できたの割合が60%以上であることというのを測定指標として設定しておりましたが、結果としましては、達成ということで、96.6%という高い率で達成をしたといった状況になっております。

それから、2番目の項目ですが、業務の実施に当たり、採択課題実施機関に対して適切に対応することということで、こちらにつきましては、研究課題を実施する機関に対してアンケート調査を行いまして、公募の説明会、あるいは、その契約手続に関する説明等々の場面において、民間事業者の対応が適切であったかどうかということ、適切であった、それから、おおむね適切であった、一部対応に不適切な場合があった、適切でないという4段階の評価で評価をしまして、こちらで、適切またはおおむね適切という回答が60%以上であることということ、これを指標として設定をしておりましたが、結果としましては、こちらにございまして達成ということで、95.6%という高い水準で達成をしています。

それから、3つ目の項目ですが、業務の実施に当たり、プログラムディレクター、プロ

グラムオフィサーとの連携、フォローを適切に実施することという設定をしております。こちらは、やはりプログラムディレクター、プログラムオフィサーに対してアンケートをとりまして、民間事業者の業務が適切であったかどうかということにつきまして、適切であった、おおむね適切であった、一部対応に不適切な場合があった、適切でないの4段階に分けて回答をいただきまして、こちらについても、指標としては60%以上ということを設定してはいたしましたが、実績としましては、90.5%ということで、高い水準で達成をしたということでございます。

以上のとおり、3つの項目、どの項目においても、目標値として設定した値を大きく上回る結果が得られておりまして、確保されるべき質を達成しているものと評価できます。

それから、2番目ですが、民間事業者の創意工夫による改善事項ということでございます。民間事業者がこちらの業務を実施するに当たっての改善提案としまして、新規課題の公募を実施する際に、従来ですと、本事業単独の説明会を行っておったんですけれども、他事業、ほかの公募事業と合同の説明会を行っています。

それから、システム上の研究者への周知のほかに、関係学会のメーリングリストなどを活用しまして、こういった公募を行っているので、ぜひ応募していただきたいというような形で周知しまして、従来、原子力分野だけでなく、関係する分野にも幅広く、その応募を呼びかけたというような形で、一例としてですが、サービスの質を向上する工夫に努めております。

それから、Ⅲとしまして、実施経費の状況及び評価というところですが、まず、従来の実施経費としまして、平成26年度の受託者の決算額がございまして、こちらは消費税抜きで9,917万2,000円といった形になっております。約1億弱といった形になっております。本業務経費ということで、こちらは27年度の契約額としております。決算額につきましては、まだ確認中でして、まだ数字が固まっていないため、契約額という形でお示ししておりますが、税抜きで9,246万4,000円といった形になっております。

こちらの実績値から、2.の経費節減効果を求めますと、まず、削減額につきましては、670万8,000円の削減効果があったと。それから、経費の節減率としましては、6.8%という経費の節減効果が得られたというところでございます。

一応、こちらにつきましては、市場化テストを経て、競争性ということを高めまして、2者応札になったことによる効果だというふうに考えております。

それから、総合評価につきましては、今回、仕様をかなり明らかにすることによって、業務全体の進捗管理が容易になり、遅延防止、それから質の低下防止につながったというふうに考えております。

それから、競争入札によりまして、一部のプログラムについては、前回の事業者からの交代が発生しておりまして、そういう意味では競争性が確保されたということのほかに、特定の業者だけができるものではないと、民間の事業者であっても参入が可能な事業であるということが明らかになりました。

それから、2.で、今後の事業についてですが、市場化テストの終了プロセスに関する指針に照らし合わせますと、①としまして、業務実施期間中に法令違反行為等はございませんでした。また、業務改善指示等もございませんでした。

それから、②としまして、文部科学省においては、外部有識者による物品・役務等契約監視委員会が設けられておりまして、こちらの業務に係る契約についても監視の対象とされております。当然ながら、今後はこちらの物品・役務等契約監視委員会の中でチェックを受けるという仕組みになってございます。

それから、3番目としまして、競争入札、2者応札の実績がありまして、競争性は確保されております。

4番目としましては、達成目標はクリアしたと。

それから、最後、5番目としまして、経費節減効果として、金額にして670万8,000円、比率にして6.8%という経費節減効果があったということでございまして、指針に定める市場化テストを終了する基準を満たしておりますので、今後につきましては、市場化テストを終了して、文部科学省の責任で実施していきたいというふうに考えております。市場化テストを終了しても、当然ながら、これまでご審議いただいた内容を踏まえて、みずから公共サービスの質の維持向上、それからコストの節減に努めてまいりたいと考えております。

○古笛主査 特別会計のほうはよろしいでしょうか。

○岩井課長補佐 はい。ほぼ同じ構成になっておりまして、同じ内容ですので、以上でご審議いただければと思います。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から、文部科学省の事業である研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（一般会計））について、まず、評価（案）についてご説明いたします。資料のCをご覧くださいと思います。

まず、Iの事業概要についてですが、基本的に、先ほど文部科学省の方からご説明がございましたので、できるだけ省略させていただきます。

入札の状況につきましては、今回、平成27年度に2者の応札がございました。そのうち、予定価格の範囲内だった2者に対する総合評価により、国立研究開発法人科学技術振興機構が落札いたしました。

次に、IIの評価でございすけれども、文部科学省から提出されました、この27年度の実施状況報告に基づきまして、サービスの質の確保や実施経費等の観点から評価を行うということでございます。

確保されるべき質の確保につきましては、業務計画に沿った業務の着実な推進について、96.6%が遅滞なく実施できたとの、目標の60%を大きく上回っております。

2ページ目に移っていただきまして、採択課題の実施機関に対するアンケートにつきま

しても、受託者の対応は適切が80%以上、おおむね適切というのを含めると95%以上となっております。

申し訳ございません、機構が設置しましたプロジェクトドクター、プロジェクトオフィサーとしておりますが、誤植でございまして、プログラムディレクター、プログラムオフィサーでございます。誠に申し訳ございません。大変失礼いたしました。

その人たちに対するアンケートでも、進捗管理に関しまして、目標を大きく上回る90%が達成したと回答されております。

また、民間事業者からの改善提案ということでございますけれども、これも先ほど文部科学省の方からお話がありましたけれども、他の事業との合同説明会や既存の公募システムやメーリングリストの活用など、質の向上を図られたと認識しております。

2ページ下の実施経費でございますけれども、これも市場化実施前の従前経費と今期の実施経費を比較いたしますと、約670万円、率にして6.8%、経費の節減が図られたということでございます。

最後に、評価のまとめでございますけれども、平成27年度、全ての目標を達成しているということと、公募の周知に民間事業者による創意工夫がなされていると。それから、経費についても削減されていることというのを確認しておりますので、公共サービスの質の維持の向上、経費削減のいずれも達成されたものと評価しております。

本事業の市場化テストは1期目でございますけれども、今期の実施状況で、法令違反等がなかった、外部有識者による実施状況のチェックを受ける仕組みが確保されている、入札において2者の応札があり、競争性が確保されている、サービスの質についても、全ての目標は達成されている、経費の削減についても、6.8%削減されている、こういったことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ、1、(1)の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

それから、同じようなといいますか、もう一つの事業、エネルギー対策特別会計についても、重なる部分が多いですけれども、評価(案)を申し上げます。資料Dでございます。

Iの事業概要ですけれども、これにつきましても、先ほど来、お話がありましたので、割愛をさせていただきます。27年度におきましては、応札は2者ございました。そのうち、予定価格の範囲内だった2者に対する総合評価により、これも国立研究開発法人科学技術振興機構が落札いたしました。

それから、Ⅱの評価でございますけれども、これにつきましても、27年度の文部科学省から提出された実施報告に基づきまして評価ということで、確保される質につきましては、業務経過に沿った業務が着実に進行しているということで、先ほどの一般会計と同様ですけれども、98.5%が遅滞なく実施できた、これは目標の60%を大きく上回っております。

2ページ目に移っていただき、採択課題の実施機関に関するアンケートでも、対応が適切が70%、おおむね適切を含めると95%になっており、目標の60%を大きく上回っており

ます。

機構が設置しましたプログラムディレクター、プログラムオフィサーに関するアンケートでも、目標を大きく上回り、100%ということで、回答があります。

それから、民間事業者からの改善提案ということですが、これも重なりますので、詳しくは申し上げませんが、質の向上が図られたということを確認しております。

それから、実施経費でございますけれども、従前の市場化テスト実施前と比べますと、約180万円ほど、率にして2.3%ほど経費の削減が図られたということでございます。

次に、評価のまとめでございますけれども、これも先ほどと同じ内容となります。法令違反等がなかった、外部有識者によるチェックの仕組みが確保されている、入札において2者の応札があり、競争性が確保されている、サービスの質について、全ての目標を達成している、実施経費が約2.3%削減されている。こういったことが確認されますので、以上のことから、本事業につきましては、先ほど同様、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の該当の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

長くなりまして済みませんが、以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○清水専門委員 1カ所だけ。

○古笛主査 はい、お願いします。

○清水専門委員 資料3と資料4との共通なんですけれども、確保されるべき質の達成状況のところの目標値が60%というのは低過ぎるかなというのがまず1つ、もう一つは、評価のところ、例えば事業計画に沿って、事業が着実に実施されることというところを見ると、遅滞なく実施できなかったというのが4件あります。こういうのは本来、ゼロという形になるものではないかなという気がします。結論について、とやかく聞くつもりはありませんが、要するに、一番悪い内容のところというのは、何でこういうことが出てきたのかというのをお聞きしたいと思いました。

○岩井課長補佐 まず、パーセンテージにつきましては、27年度の入札実施要項を作成する際にも若干、議論がございまして、私どもとしましては、類似の案件をその当時、調べましたところ、70%ぐらい、あるいは80%ぐらいという設定をしているところがどうも多いようだという印象を持っておりました。ですが、今回、この業務について、そうした視点で評価をするということが初めてということもありまして、かつ、新規業者としても、あまり高い比率にしておくと思入しづらいただろうといったような思いがありましたので、若干、低目に思われるかもしれませんが、60%に設定させていただきました。

それから、遅滞なく実施できなかった4件の件なんですけれども、説明が不足しております、大変申しわけございません。一応、その遅滞なく実施できなかったの定義としま

しては、実際の業務の遂行には影響を与えなかった範囲で遅滞があったという定義にしておりまして、そういう意味で、多少、おくれたけれども、その後工程でカバーできたとか、そういった類いのもので、バツという書き方にしてしまうと、あまり見ばえはよくないのかもしれないんですが、その当時はそういう設定をしてしまったということでございます。

○清水専門委員 その後ろに適切でないというのも1件あったようですけれども、この辺も、そういう事情は分析というか、把握されているんですね。

○岩井課長補佐 はい。こちらの適切でないにつきましても、お話を伺いましたところ、研究機関に資料を作成してもらって、提出してもらおうというのが1つ、この仕事としてあるんですけれども、当然ながら、民間事業者としては、いつまでに出してくださいという締め切りを設定して、提出をしてもらっています。

その先生としては、その時期、たまたま忙しい時期ということもありまして、締め切りよりも大分早く提出したという思いが先生の中にあっただけなんですけれども、そこを酌み取ることができなかつたようで、いろいろなチェックをしていく中で、締め切り日ですよと言った日になって、気づき事項ができて、問い合わせしてしまったということがあって、そこについて、大学の先生としては、いろいろやらなければいけないことがある中でスケジュールを調整しているの、そういうのは配慮してくれないだろうかという意味での適切でないという評価になったということで、その点については、先生のほうには申しわけないということもありますけれども、事業者に対してはフィードバックして、今後の改善といえますか、気をつけるようにということは伝えてございます。

○清水専門委員 わかりました。そのところをちゃんと分析して、把握されていれば結構だと思います。

○古笛主査 そのほかございませんでしょうか。じゃ、お願いします。

○石川専門委員 競争が確保されているということはわかったんですけれども、資料3に、済みません、素人なので、扱っているテーマが原子力発電所だとか廃炉だとかということで、非常に専門性が高い分野ではないかというふうな印象を持っていまして、特定の業者に限定されずに、複数の民間事業者の参入が可能な事業であるというふうな結論をなさっているの、何でそういうふうに思われたのかということが1点と、もう一点は、受けられたところが国立研究開発法人科学技術振興機構というところでしたので、これはどこの所轄のどこなのかということと、あと、3点目は、この機構はどういった研究を専門にされているところなのかということについて伺いたいと思います。

○岩井課長補佐 まず、入札説明会をこちらは開催しまして、実は3者ほど、説明会に来ていただけて、その中に民間のシンクタンクさんも来ていただきました。結果的に応札はいただけなかったんですが、別に自分の会社で、シンクタンクという仕事柄、どちらかという調査、分析を重きに置いた仕事をお望みだった部分もあったんだと思うんですけれども、その業務内容がマッチングしなかったということもありまして、応札されな

ったというところがございます。

27年度はそういうことなんです、28年度に関して申しますと、民間のコンサルティング系の会社さんが入札説明会にお越しただけまして、やはり応札はいただけなかったんですが、そのときに聞いたお話としては、仕事のできない仕事ではないと。ただ、価格帯が、これまでの価格帯を見ると、この金額だと、うちの会社では厳しいねというご判断で手を挙げられなかったといえますか、応札いただけなかったということをおっしゃっていただきましたので、そういう意味では、ここの国立研究開発法人科学技術振興機構以外の者でもできるものだというふうに考えております。

最後のご質問をもう一度お願いします。

○石川専門委員 この科学技術振興機構は、素人なので、どういう専門、やっぱり原子力だとか廃炉だとかに詳しいところなのかなと。あと、先ほど断られたところも、コンサルですとかシンクタンクが実際あるのかということも含めた上で、何となくイメージ的に、確かに競争性が高いことはいいことなんですけれども、こういうのに詳しいコンサルだとかシンクタンクがいること自体が、何となく、あるのかなということ、違和感というか、質問させていただきたいということで。

○村山廃炉技術開発企画官 科学技術振興機構ですけれども、これは文部科学省所管の法人です。主にさまざまな科学技術の分野の研究に対してファンディングすることを業務としておりまして、原子力に関する特段の専門性はございません。実際、昨年度、今年度と業務をしている中で見る限り、原子力の専門性は特に感じられません。

一般的に、例えば三菱総研とか、ほかにも財団法人エネルギー総合研究所だとか、そういう原子力分野にたけているシンクタンクというのは幾つかございます。そういったところは、むしろ値段が安いという理由で、参入したかったようです。

○古笛主査 はい、どうぞ。

○石村専門委員 今の説明で、ああ、なるほどねと思ったんですけれども、入札に参加された2者というのは、結局、理事長さんとか役員の方というのは文部科学省のOBの方なんですか。

○村山廃炉技術開発企画官 両法人とも、理事長はOBではありません。

○石村専門委員 文科省の方が入っていくというか、役員の過半数以上が文科省のOBの方というわけでもない。

○岩井課長補佐 そういう意味では、科学技術振興機構は、出向で理事をやっておられる方もいなくはないんですけれども、ただ、過半数を超えるような事態にはなっておりませんし、あと、もう1者の公益財団法人原子力安全研究協会さんにつきましては……。

○村山廃炉技術開発企画官 役員に文部科学省のOBはおりません。

○石村専門委員 なるほど。あと、今回は終了して、第三者機関で、例えば、ちらっと議論が出ていたのは、要は文部科学省のOBの方が理事長なり役員の過半数を占めていれば、でき合いの入札があって、交代交代で、結局、終わった後は、また価格が上がったりとか

というような懸念というのがあるんじゃないかなというようなお話があったので、その辺は、そういう懸念はないし、また、そういうのが客観的に、この第三者機関というのは複数の専門家の方がいらっしやって、評価されるということなんですか。

○岩井課長補佐 はい。物品・役務等契約監視委員会は、たしか5人の委員の方がいらっしやまして、全員、当然、外部の方という形で、弁護士の先生ですとか公認会計士の先生ですとか大学の先生の方とか、そういった形の構成になっております。

○石村専門委員 ありがとうございます。あと、民間がなかったので、何でかなと思ったら、やっぱり利益確保のためには、この価格ではなかなか難しいということなんですか。実際、総合家電メーカーなり、あるいは重工業で、原子力の関係の仕事をしているようなところが何で参加しないんだろうと素朴に考えたんですが、説明会や何かの広報活動というのは当然、やられているけれども、参加しない一番大きな理由は、なかなか採算がとれないということなんですか。

○岩井課長補佐 聞いている限りですと、やはり金額面というのをネックに挙げられた方がいらっしやったというところと、あとは、この契約自体、委託契約ということで、当然、業務が終了したら額の確定ということで、実際にかかった経費のみしかお支払いできないという形になっております。そういう意味で、完全に収益性はあまりないものだというところがございますのと、あとは、研究の支援というところですので、長いスパンで見れば、製品化とか、そういったこともあったりするのかもしれないんですけども、やはりなかなか収益に結びつくところではないのかなと思っております。

○石村専門委員 なるほどね。わかりました。それで公益法人なり機構という形にならざるを得ないということなんですね。そうでもないですか。

○古笛主査 ならざるを得ないんだったら、また困るので。

○石村専門委員 いや、今のお話だと、要は、民間だと、基本的には株式会社形態の場合は、当然、利潤最大化のために事業活動をしているので、今の実費しか請求できないので、利潤上乗せはできないというお話ですよ。であれば、なかなかそういうことは難しいんじゃないかと。

○岩井課長補佐 そういう意味では、実際にかかった経費と、あと、そこに率を掛けた一般管理費というのが支払われるという形になっておりまして、その一般管理費の中で、法人さんの中でうまく節約すれば、利益をとることは不可能ではないというところがございます。

○石村専門委員 なるほど。要は、管理費の中に人件費なり、その中でやりくりすれば利益を出せる可能性というのはあるということなんですか。

○岩井課長補佐 そうですね。直接的にかかった人件費であれば、直接、経費として請求することができますので、それに対する一般管理費何%等という、一般管理費の中でいかにしてうまくやりくりといたしますか、おっしゃるようになれば、必ずしも利益が出ないものではないというところですよ。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（一般会計）」及び「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（エネルギー対策特別会計）」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、評価（案）のところの誤記のところをご訂正いただいて。

○事務局 申し訳ありません。

○古笛主査 本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

（文部科学省退室・資源エネルギー庁入室）

○古笛主査 大変お待たせいたしました。続きまして、「石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課田久保企画官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は10分程度でお願いいたします。

○田久保企画官 それでは、ご紹介にあずかりました資源エネルギー庁の石油流通課でLPG企画官をしております田久保と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、石油製品需給適正化調査の実施状況について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。と思っています。

まず、事業概要でございますが、LPガス、石油ガスの取引適正化を図り、市場原理の一層の活用を図ることを目的としまして、LPガス販売事業者、それから一般消費者等を対象にして、石油ガスの講習会の開催や、あと、「LPガスのある暮らし」というパンフレットというものをつくってございます。

それとあとは、LPガス事業等に関する普及啓発を行うとともに、経済産業局単位でLPガス販売事業者、一般消費者、行政の意見交換の場としてのLPガス懇談会を実施させていただきます。

ちょっと背景を申しますと、今年4月から電気が自由化されていますけれども、実はLPガスというのは、そもそも料金規制が全くないんです。もう既に自由化されているというところがございます。日本には全世帯、約5,000万強ありますけれども、大体2,400万世帯、半分弱がまだLPガスを使っているというところがございます。

とりわけ、都市ガスの導管を引いていないところとかが、やはり主な設置場所というところなんでございますが、こういったLPの供給を担っているのが、約2万社あるLPガス販売事業者でございます。当然、2万社ですので、非常に中小企業が多いという状況で

ございます。土地土地において、たくさんあるというところでございます。

なぜ、この適正化を図るかという、そういう中小零細企業ですので、しかも地域性に密着したというものがありますので、必ずしも100%適正化をしている事業者ばかりではないということ。それとあと、そもそもLPGが自由料金なんだということも、ともすれば、あまり理解されていないという状況でございます。

その一方で、先ほど言いましたように、約2,400万世帯と需要が相当大きくございますので、こういう方々にとってみて、LPというのはこういうものですよと、こういうこと取引適正化というのが本来、求められているものなんですよというものを販売事業者みずから、もしくは消費者等、それに対して普及をしていくということが非常に重要ですよということになってきます。そのための事業でございます。

契約期間が26年4月1日から29年3月31日までということとさせていただきます。受託事業者は、一般財団法人エルピーガス振興センターというところでございます。

この事業者選定の経緯としては、石油ガス流通合理化調査民間競争入札実施要領に基づきまして、26年1月17日に実施した入札説明会において、結果的に2名の参加がございました。提案書を提出していただいた者は2者でありまして、実は、もう1者が全国LPガス協会というところがございます。これは、先ほど2万社ある販売事業者と言いましたけれども、その事業者団体ということとございます。その団体と、このエルピーガス振興センターという2者が手を挙げてきて、いずれも評価基準というのは満たしたというところとございました。

26年2月5日に開札を実施しまして、総合評価をした結果なんですけれども、エルピーガス振興センターのみが予定価格の範囲内であったために、この者への受託ということが決定してございます。

次のページでございますが、各項目において、測定指標として定められた事項というのは全て達成をされています。具体的には、作業スケジュールどおりに業務がなされているですとか、あとは、懇談会においては、各局、9局でございます。経済産業局です。全てにおいて実施されまして、延べ224名が参加をしております。内訳は、販売事業者、それと学識経験者、行政関係者、これらから成る224名でございます。

そういった事業に対しまして、満足度というものが非常に高く、十分、満足できたというのが45%。どちらかといえば満足と合わせて8割強という数字でございました。

あとは、そのパンフレットにつきましても、予定どおり36万部を普及のために役立てたというところとございます。

一番最後のページの総評でご説明を差し上げればいかと思いますが、まず、法令違反等を受けた事案は、当然、ございませんでした。

あと、経済産業省の中では、やはり実施状況のチェックを受ける体制というものを保つてございまして、例えば外部有識者で構成された経済産業省契約等評価監視委員会というところがその機能を担ってございます。

③でございますが、ご説明のとおり、2者からの応札がございまして、競争性は保たれたというものになってございます。

公共サービスの確保すべき質に係る目標についても、先ほどご案内させていただいたとおり、我々が求めるものについては達成ができたというふうに評価をしております。

また、実施経費につきましても、この市場化テストの前の25年度の実施経費に対しまして、今回の成果といたしましては、マイナス3.5%という削減効果というのを得てございます。

(2)でございます。今ご説明したとおり、市場化テストの終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に定めている市場化テストの終了する基準というものは満たしていると我々としては考えてございますところ、市場化テストを終了いたしまして、また、今回得たご知見も賜りながら、引き続き、公共サービス改革法の趣旨にのっとり経済産業省みずからがチェックをして、公共サービスの質の向上ということ、あとコストの削減ということの努力をさせていただけたらなど、このように考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から、資源エネルギー庁の事業であります「石油製品需給適正化調査(石油ガス流通合理化調査)」についての評価についてご説明申し上げます。資料Eをごらんいただければと思います。

まず、Iの事業概要についてでございますが、基本的には先ほど経済産業省の方からご説明がありましたので、できるだけ省略させていただきます。入札の状況につきましては、今回、26から28年度の事業に対して、先ほどもお話がありましたが、2者の応札がございました。そのうち、予定価格の範囲内だった1者に対する総合評価により、一般財団法人エルピーガス振興センターが落札したということでございます。

次に、IIの評価でございますが、経済産業省から提出されました平成26年度、27年度の実施状況報告に基づきまして、サービスの質の確保や実施経費等の観点から評価を行いました。

確保されるべき質の確保につきましては、実施計画、作業スケジュール等に沿った業務の確実な進行について、そのとおりに業務が実施され、特段の問題はなかったとなっております。

2ページ目に移っていただきまして、石油ガス講習会について全国で25、6回、石油ガス懇談会については全国主要都市で9回、それぞれ所定の団体や対象者に対して実施をされております。

また、これらの行事の参加者へのアンケートでも、満足がこの2年で、それぞれ90%、86%、情報普及小冊子も、所定の35万部に対して、約6,100カ所に配布、27年度は好評のため、またさらに1万部増刷したとしております。

民間事業者からの改善提案では、これら講習会や懇談会のテーマが、今まで一様だったり、受託者が一方的に決めていたというような感じだったところ、参加予定者のニーズや関心、希望などを事前に聞き取ったり、事前にアンケートを採ったりしたこと、普及啓発小冊子では、これも消費者のその時々に関心の高いテーマを調査して、それに焦点を当てた作成を行うなどの工夫をしたということでございます。

次に、3ページ上の実施経費でございますけれども、市場化実施前の従前の経費と今期の実施経費を比較いたしますと、単年度で約130万円、率にして約3.5%、経費の削減が図られたということでございます。

次に、評価のまとめでございますが、この平成26、27年度、全ての目標を達成していること、公募の周知に民間事業者の創意工夫がなされていること、実施経費についても削減がなされていることを確認しておりまして、公共サービスの質の維持向上、経費削減のいずれも達成しているものと評価しております。

本事業の市場化テストは、1期目でございますけれども、今期の実施状況について、法令違反等がなかった点、外部有識者による実施状況のチェックを受ける仕組みが確保されている点、入札において2者の応札があり、競争性が確保されている点、公共サービスの質について、全て目標を達成している点、経費の削減についても、約3.5%削減されていたことを確認しております。

以上のことから、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ、1、(1)の基準を満たしておりますので、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○清水専門委員 ちょっとよろしいですか。

○古笛主査 はい、じゃ、お願いします。

○清水専門委員 幾つか確認したいんですけども、まず、この一般財団法人エルピーガス振興センターが今回、契約しているんですが、この市場化テストが始まる前にはどこが引き受けていたんですか。

○田久保企画官 その前も振興センターでございます。

○清水専門委員 ずっとここが。

○田久保企画官 はい。

○清水専門委員 いつぐらいから、この業務はあったんですか。

○高野課長補佐 平成元年から実施をしている事業でございます。

○清水専門委員 、この一般財団法人は途中で違う名前になりましたか。

○高野課長補佐 はい。財団法人でございました。

- 清水専門委員 財団だったところと母体は一緒なんですね。
- 高野課長補佐 はい。
- 清水専門委員 そこがずっと継続して。変わったときはありますか。
- 高野課長補佐 平成14年からは、たしか一般財団法人振興センターが受託をしている。
- 清水専門委員 その前は。
- 高野課長補佐 その前は、エネルギー経済研究所というところですよ。
- 清水専門委員 ここの母体じゃないということですね。
- 高野課長補佐 はい。全く違う財団法人です。
- 清水専門委員 そうすると、平成14年からですか、今は何年？
- 高野課長補佐 28年。
- 清水専門委員 平成14年からですねこのエルピーガス振興センターの業務というのはどんな内容ですか、どのくらいの規模がある一般財団法人なんですか。
- 高野課長補佐 予算規模でございませうか。
- 清水専門委員 この業務以外にどんなことをやっているのかということなんですけども。
- 高野課長補佐 この以外の業務としましては、大きいものとしては……。
- 田久保企画官 まず、国が委託調査をするときに、例えば事業者の実態調査というところですよ。例えば、先ほど2万社あると言いましたので、その全部というのは無理なんですけれども、そのサンプリングをして、業務実態はどうなっているのかと。例えば、約3,000社をサンプリングして、大体、それぞれの販売事業者の人員構成はどうなっているのかとか、売り上げがどうなっているのかとか、そういった調査ものをやっております。
- それとあと、もう一つは、つい最近もあったんですけども、国際セミナーというのがございまして、その主催をしております。それは具体的に何かというと、今、LPGの輸入というと、日本は最大の輸入国なんです。その産消対話の場として、この国際セミナーというのを設定しています。産消対話というのは、要するに消費者サイドの代表としては日本のほか、アジアが最近、多くなっております、インドネシアとかインドとか、そういった人たちを消費国側としても集めて、あとは、産出国側としては、大体、石油を開発しているかガスを開発している国です。
- 清水専門委員 細かい話までは必要ありません。
- 田久保企画官 はい。済みません。そういった国際セミナーとかということも開催をしています。
- 清水専門委員 それは経済産業省として依頼している業務ですか。
- 高野課長補佐 経営実態調査は我々からの委託という形で受託をいただいている事業ですよ。
- 清水専門委員 他の省庁からの依頼ということですか。
- 高野課長補佐 国際セミナーは、これはもう振興センターの独自事業になってございまして、

ただ、それに対して、我々は国の施策の観点からの補助金を一部、お出しをしています。補助事業という形になってはいますが、一応、独自事業という。

○清水専門委員 なるほど。それは経済産業省からの補助事業ということですね。

○高野課長補佐 はい。

○清水専門委員 そうすると、ここと経済産業省の業務契約というのは、ほかにはどのくらいあるんですか。これ以外に……。

○高野課長補佐 その3つだけです。

○清水専門委員 3つだけですか。

○高野課長補佐 はい。業務契約という意味では、委託調査は2件だけです。

○清水専門委員 経済産業省のもとで公益法人としての収入の源泉がほとんど決まっているという法人ではないということですね。

○高野課長補佐 ではございません。基本的に、賛助会員という呼び方をしていますけれども、財団としての会員というのは、LPガス販売、元売り、輸入事業者ですとか、販売事業者ですとか、あと、ほかにLPガスの関係の団体が幾つかあるんですが、そういったところが加盟して、そこから会費という形で収入を得て、独自の事業もやっておりますので。

○清水専門委員 独自の事業。

○高野課長補佐 はい。

○清水専門委員 なるほど。大体、状況はわかりました。結構です。

○古笛主査 よろしいでしょうか。今の振興センターというのも、事業者団体というふうには伺ってよろしいのでしょうか。

○高野課長補佐 財団法人というものを事業者団体と言うかどうかというのは、ちょっとあるんですけれども、一応、その関係の事業者で構成されている、寄附金を募って運営している法人でございます。

○古笛主査 なるほど。今回、入札に参加された全国LPガス協会というのもございまして、外から見るとよくわからないんですけれども、この2者はどういった違いがあるのでしょうか。

○高野課長補佐 まさしく全国LPガス協会というのは一般社団法人でございまして、これはもう完全に事業者団体でございます。各都道府県のLPガス販売事業者で構成している、県ごとの協会がございまして、その協会がさらにつくっている全国的な組織が全国LPガス協会になります。これはもう、まさに事業者団体という形で、LPガスの保安に関するさまざまな業務ですとか、あとはLPガスの取引に関してのさまざまな業務ですとか、こういったものを担っています。

一般財団法人の振興センターのほうは、どちらかというところ、LPガスの普及啓発というところを全般的に担っているところでございます。今、事業としては、販売事業者が行っている事業にかかわらず、さまざまなLPガスにかかわる情報発信ですとか、そういっ

たことを担っている。ある意味、横串を刺してやっているところでございます。

参考までに言うと、L Pガスの団体には、ほかに輸入をしている大手の元売り会社というものがございます。これで構成しておりますのが日本L Pガス協会というのがございます。日本L Pガス協会というのが、もともと、例えばサウジアラビアですとか、海外からL Pガスを調達してくる、大きな企業で構成されている団体。そこから、国内の消費者への販売をするところは、それぞれの、先ほど申し上げた2万社の販売事業者が行っておりまして、そこをまとめているのが全国L Pガス協会。これで日本のL Pガスの全体の事業というのが、業界団体としては大きなものは2つあるんですけども、それぞれがやっている事業をさらに横串を刺して行っているのがエルピーガスガス振興センターというイメージで考えていただければよろしいかと思えます。

○石川専門委員 3者しかないということですか。

○高野課長補佐 はい。

○田久保企画官 サプライサイドはということです。ただし、ちょっと追加させていただくと、実は、電力自由化と都市ガスも来年から始まるんです。それで、今、L Pのあり方というのが相当、問われていまして、この2月から、国の審議会でL Pガスワーキンググループというのをつくりました。総合エネルギー調査会という親玉があって、そこで20年ぶりぐらいに国の審議会としてつくったんです。そこで何をやっているかということ、例えば料金の透明化とか、それとあと、取引の適正化とか、そういうことについてやっていきたいと思いますという議論をしました。

そのときに、出たときには、やはり消費者サイドからしても、これまで相当、不満があるわけなんです。消費者サイドからしても、こういった国の取り組みとか、将来あるべき姿というのが、今度は自分たちとしても、住民に知らしめていかなくちゃいけないんじゃないかというような発言が、その審議会の場でも言われました。審議会の報告書でも、今後は消費者サイド、消費者団体からも、こういった普及のための活動というのをどんどん進めていくべきだという話もあって、したがって、今後の環境としては、例えば、もう実際、今、消費者団体もこれについて関心を示してくれている事業もあるんですけども、そういった主体も、この事業の受け手として今度は期待されると、このように考えています。

○古笛主査 どうぞ。

○石村専門委員 済みません。さっきの日本L Pガス協会さんが、説明会には来ていただいたんですか。今のお話によれば、3つ団体があるうちの2つは参加していただいて、日本L Pガス協会さんだけ何で参加してくれなかったんだろうとちょっと思ったんですけども。

○高野課長補佐 おそらく彼らの事業目的というのは、輸入をして、国内の販売店に卸売をするのが日本L Pガス協会が担っている世界なんです。今回、我々は、消費者と販売店との間の取引の適正化というところで、この事業をやっておりますので、日本L Pガス協

会がみずからの業務としている範囲から超えている、外にある、さらに先にあるところなんです。だから、おそらくそれがあつたんじゃないかと思います。

○石村専門委員 済みません。ありがとうございます。

○古笛主査 ちなみに、民間のシンクタンクでも、講習だ、普及事業だというのは、もう十分可能というふうに……。

○田久保企画官 そうです。今後、電気とガスとLPが並行してくるので、エネルギーが複雑化してくるんです。全体を見ている方がシンクタンクですので、そうすると、こういった事業にシンクタンクもどんどんできていくというような環境にはあると思っています。先ほどLPGの消費者団体、例えば生協とかがありますよね。あの生協なんていうのも、実は研究所を持っていて、その生協で、ちゃんと消費者の観点から、こういう普及をしていくんだと、事業者に対してはこういうのが適正なんだよということを知らしめていくというデマンドはあるんです。なので、どんどん入っていく環境にはあるんじゃないかと考えています。

○古笛主査 ぜひ、そういう方向になればいいですね。

○田久保企画官 そうですね。我々としても、その観点で、今回は普及すべきLPGのワーキングというのをつくって、報告書もつくったところなので、今後、いかに普及させていくかというのがポイントになってきます。

○石川専門委員 地域差みたいなのは今のところあるんですか。地域差というか、関心を持って取り組んでいる地域というか。

○田久保企画官 あります。例えば、ぶっちゃけ言うと、東京都は需要はあまりないんです。要するに、ほとんどがもう都市ガスだから。ただし、東京はないんですが、関東の北のほうに行くと結構多いんです。例えば埼玉でも、たしか35%ぐらいはLPガスなんです。例えば、県ベースで見て、LPと都市ガスの割合が5割を超えているのが、たしか47都道府県のうち35ぐらいあるんです。結構、まだLPは主流なんです。東京都内で言うと7%に近いんだけど、関東で見ると、千葉とか埼玉とか、結構まだあるんです。

○古笛主査 今回なんですけれども、入札でLPガス協会のほうは予定価格を超えていたと。

○田久保企画官 全国LPガス協会。

○古笛主査 そうですね。LPガス協会ですね。どの程度、超えていたんですか。全く勝負にならないぐらい離れていたのかどうなのかというところ。

○田久保企画官 20%ぐらい。

○古笛主査 20%ぐらいですか。

○高野課長補佐 次回、我々のほうで責任を持ってやらせていただく段階では、当然、前回、参加してもらった2者はもちろんですけれども、こういう担い手になるシンクタンクというのは、ほかにもいろいろあると思っておりますので、そういったところには、当然、個別に引き続き、お声がけをさせていただいて、事前に事業の内容も説明させていただ

て、できるだけ入札参加者が増えていくというのは、我々にとっても、これは望ましいことだと思っておりますので、しっかりそこは取り組んでいきたいと思っています。

○古笛主査 はい、わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、「石油製品需給適正化調査（石油ガス流通合理化調査）」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事項はありますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

(資源エネルギー庁退室)